

7 秘 第 2 6 8 号
令和 7 年 11 月 14 日

行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 様

農林水産大臣 鈴木 憲和

令和 7 年 10 月 14 日 付け (10 月 16 日 受付) で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成 11 年 法律 第 42 号) 第 9 条 第 1 項 の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 請求のあった行政文書の名称等
 - ・ 現行の農林水産省の公務員内における業務の目標設定や人事評価に関する評価表テンプレートおよび評価表の記入要領。
 - ・ 現行の目標設定や人事評価に関する評価者と被評価者の体系や評価手順を示した実施要領。
(上司による部下への評価以外に、部下からの上司評価や同僚の評価をする記入欄や体系の有無を把握したい)
 - ・ 令和 6 年度マネジメント状況調査 (360 度評価) 実施業務仕様書
 - ・ 令和 6 年度マネジメント状況調査の設問について

具体的な開示する行政文書：

- ・ 農林水産省人事評価実施規程 (平成 21 年 農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 2 号)
- ・ 農林水産省人事評価実施規程の運用について (平成 21 年 11 月 17 日 付け 21 秘 第 376 号 大臣官房秘書課長通知)
- ・ 被評価者に係る評価者、調整者及び補助者等一覧
- ・ 苦情相談員及び苦情処理担当部署等一覧
- ・ 令和 6 年度マネジメント状況調査 (360 度評価) 実施業務仕様書
- ・ 令和 6 年度マネジメント状況調査の設問について

- 2 不開示とした部分とその理由

不開示とした部分なし。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成 26 年 法律 第 68 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年 法律 第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- 3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 * 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施方法により、開示の実施を受けられますが、開示請求書に希望する開示の実施方法を記入されなかった場合も含め、下表に記載した方法により開示を受けられます。

なお、一つの行政文書に複数の種類がある場合は、文書ごとに異なる開示の実施方法も選択できます。個別の行政文書の種類については、別紙を御確認ください。

・ 開示の実施方法別の開示実施手数料算定例

< 紙媒体の行政文書 >

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の開示実施手数料 (基本額 - 300 円)
別紙のとおり				

< 電磁的記録媒体の行政文書 >

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の開示実施手数料 (基本額 - 300 円)
別紙のとおり				

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
日時：令和7年11月17日から12月14日までの情報公開窓口開設時間
(ただし、土、日及び祝日を除く。)
9：30～12：00、 13：00～17：30
場所：農林水産省大臣官房広報評価課情報公開窓口（本館1階）
東京都千代田区霞が関1-2-1

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）
日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定
郵送料（見込額）：
(ア) 紙の送付の場合
510円（定形外郵便物）
(イ) CD-R又はDVD-Rの送付の場合
180円（定形外郵便物）

(注) 開示の実施方法について写しの送付を希望される場合は、郵送料として上記金額の郵便切手を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に添えてお送りください。なお、紙媒体の文書を複写機により複写したもの又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付を希望される場合で、別紙文書の一部の送付を希望される場合は、開示実施手数料及び郵送料が変動する場合がありますので、担当課までお問い合わせください。

* 担当課等 大臣官房秘書課人事評価班 電話 03-3502-8111 内線3011